

意見書案第6号

新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金の増額を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

令和2年6月26日提出

提出者	中間市議会議員	柴田芳信
賛成者	〃	田口澄雄

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を求める意見書

政府は4月7日に新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言を発出し、5月25日をもってすべての自治体で解除しました。しかし、いまだ一定数の新規感染者が発生している状況にあり、再び感染が拡大するおそれがあることから、医療提供体制や検査体制を更に充実させると同時に、感染の防止と社会経済活動の段階的な引上げとを両立させていかなければなりません。

また、緊急事態宣言を解除しても国民の暮らしや経済活動はすぐに元には戻れません。新型コロナウイルス感染症は長期化が不可避と言われており、補償と支援の仕組みづくりの一層の充実が求められています。国民が「新しい生活様式」を不安なく選択できるよう、政府の財政措置が強く求められています。

そのような中、政府は各地方公共団体に対し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るための施策に要する費用に充当するものとして、第2次補正予算において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を更に総額2兆円拡充するとしています。

第1次補正予算で創設された自治体向けの地方創生臨時交付金(1兆円)について、当初政府は「地方創生臨時交付金は休業補償には使えない」と言っていました。全国自治体で休業要請に応じた企業等を「協力金」で支援事業を行っています。

新型コロナウイルス感染症を収束させるとともに、地域経済の立て直しを図るためには、緊急事態宣言の解除後も取り組みを継続していく必要があります。政府から示された金額では十分な対策を行うことは困難であり、最前線で対応に当たる地方公共団体が必要十分な対策を行うことができるよう、国は最大限の財政措置を講じるべきです。

よって、本市議会は、政府に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済活動の回復も考慮して大幅な増額措置を講じるとともに、各地方公共団体の交付限度額の算定に当たっては、財政力によることなく、各地方公共団体の行う対策に必要な額が措置される制度設計を行うよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月26日

中間市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
内閣官房長官	菅義偉様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣(地方創生)	北村誠吾様
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)	西村康稔様
衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様